

大分県報

令和二年
第一四一号
九月十八日

（金曜日）

目次

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部改正……………二
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正……………二

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………二
特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立（二件）……………五
道路区域の変更……………五

公告

競争入札参加者の資格に関する公示……………六
一般競争入札の実施……………七
落札者等の公示……………九

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第五十九号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十五年大分県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（第一号様式）」を削る。

第四条中「（第二号様式）」を削る。

第五条中「一に」を「いずれかに」に、「本人」を「、本人」に改め、「（第三号様式）」を削る。

式）」を削る。

第六条中「（第四号様式）」を削る。

第八条中「施行令第九条第四項」を「同条第四項」に改め、「（第七号様式）」を削る。

第九条中「（第八号様式）」を削る。

第十条の見出し中「再交付」を「交付」に改め、同条第二項中「（第十号様式）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（第九号様式）」を削り、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

法第十五条第一項の規定による申請は、身体障害者手帳交付申請書によるものとする。

第十一条中「（第十一号様式）」を削る。

第十二条中「第九条第七項」を「第九条第八項」に改め、「（第十二号様式）」を削る。

第十三条中「（第十三号様式）」を削る。

第十六条中「（第十六号様式）」を削る。

第十七条中「（第十七号様式）」を削る。

第十八条中「（第十八号様式）」を削る。

第十九条第一号中「第十九号様式」を削り、同条第二号中「第二十号様式」を削り、同条第三号中「第二十一号様式」を削る。

本則に次の一条を加える。

（委任）

第二十条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第一号様式から第二十一号様式までを削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年九月二十三日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「様式」を「書類」に改め、同条第一号中「（第一号様式）」を削り、同条第一号の二中「（第一号様式の二）」を削り、同条第二号中「（第二号様式）」を削り、同条第三号中「（第三号様式）」を削り、同条第五号中「第四十五条第一項の」の下に「規定による」を加え、「（第五号様式）」を削り、同条第六号中「（第五号様式の二）」を削り、同条第七号中「（第五号様式の三）」を削り、同条第八号中「（第五号様式の四）」を削り、同条第九号中「第三十八条の二第一項」を「第三十八条の二第一項前段」に改め、「（第五号様式の五）」を削り、同条第十号中「同条第一項」を「同条第一項前段」に改め、「（第五号様式の六）」を削り、同条第十一号中「（第六号様式）」を削り、同条第十二号中「（第六号様式の二）」を削る。

第三条第一項中「（第七号様式）」及び次の各号を「及び次」に改め、同条第二項中「（第八号様式）」を削る。

第五条中「（第九号様式）」を削る。

第六条中「の規定による」を「に規定する」に改め、「（第十号様式）」を削る。

第七条中「（第十一号様式）」及び「（第十二号様式）」を削る。

第九条中「（第十五号様式）」を削る。

第十条中「（第十六号様式の二）」を、「を」に、「不承認通知書（第十七号様式）」を「不承認通知書」に改める。

第十一条第二項中「（第十七号様式の二）」を削り、同条第三項中「第三十三条の七第二項」を「第三十三条の七第二項後段」に、「（同項）」を「（同項後段）」に改め、「第十七号様式の三において同じ。」及び「（第十七号様式の三）」を削る。

第十三条第一項中「（第二十五号様式）」を削り、同条第二項中「（第二十六号様式）」を削る。

第十四条中「（第二十七号様式）」を削る。

本則に次の一条を加える。

（委任）
第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第一号様式から第二十七号様式までを削る。
附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年九月二十三日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○ 告 示

大分県告示第五百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和二年九月十八日

申請の概要 大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
東京都文京区本駒込五丁目三十九番五号

佐 井 陽

2 特定事業場の所在地及び名称
由布市湯布院町川上字ツエ千八百三十九番地一他
（仮称）湯布院離宮

3 設置される特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
 イ ちゆう房施設及びハ 入浴施設

種	能	力	汚水等の汚染状態の値							項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	使用完了予定年月日	種	能	力
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度		単位	単位							
ちゆう房施設	一〇五調理食数/日	②	〇	五	三〇	二五〇	一五〇	二二〇	五・八〇八・六	①	二	通常の値	一七時間	令二・一一・一	令二・一一・一	①	ちゆう房施設	一〇五調理食数/日	②

種	能	力	汚水等の汚染状態の値							項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	使用完了予定年月日	種	能	力	
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度		単位	単位								
入浴施設	①	二・七 m ³ /基	①	〇	五	三〇	二五〇	一五〇	二二〇	五・八〇八・六	②	二	通常の値	一七時間	令三・一一・一	令三・一一・一	②	ちゆう房施設	一〇五調理食数/日	②

令和二年九月十八日

大分県報（告示）

能	処	種	4	汚水等の汚染の状態の値						項目	単位	汚水等の一日当たりの量					使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔								
				大腸菌含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量			水素イオン濃度	⑤	④	③	②				①							
力	式	類	汚水等の処理の方法	個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m ³ /日					単位	なし	⑤	④	③	②	①	⑤	④	③		
				三、〇〇〇以下	一	五	一八	一五	一八	五・八〜八・六	⑤	④	③	②	①	通常		⑤	④	③	②	①				最大	
一二五人槽	担体流動ろ過循環方式	合併処理浄化槽	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇以下	二	七	二七	二二	二七	五・八〜八・六	⑤	④	③	②	①	通常	⑤	④	③	②	①	最大	⑤	④	③	⑤時〜翌日10時	
汚水等の汚染の状態				浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動		一日当たりの使用時間		使用時間間隔		使用開始予定年月日		工事完成予定年月日		主		構造				
				mg/l	mg/l	mg/l	単位	単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続	令三・一一・一	令三・一〇・三一	令二・一一・一	FRP製		固液分離槽		直径二・五〇〇m×二・五〇〇m		嫌気ろ床槽		直径二・五〇〇m×二・一五〇m		
				二〇〇	二〇〇	一八〇	五・八〜八・六	処理前	通常	二〇	処理前	なし	二四時間	連続	令三・一一・一	令三・一〇・三一	令二・一一・一	FRP製		固液分離槽		直径二・五〇〇m×二・五〇〇m		嫌気ろ床槽		直径二・五〇〇m×二・一五〇m	
				三〇	二〇	一〇	五・八〜八・六	処理後	通常	二〇	処理後	なし	二四時間	連続	令三・一一・一	令三・一〇・三一	令二・一一・一	FRP製		固液分離槽		直径二・五〇〇m×二・五〇〇m		嫌気ろ床槽		直径二・五〇〇m×二・一五〇m	
				二五〇	二二〇	二〇〇	五・八〜八・六	処理前	最大	二五	処理前	なし	二四時間	連続	令三・一一・一	令三・一〇・三一	令二・一一・一	FRP製		固液分離槽		直径二・五〇〇m×二・五〇〇m		嫌気ろ床槽		直径二・五〇〇m×二・一五〇m	
				四〇	三〇	一五	五・八〜八・六	処理後	最大	二五	処理後	なし	二四時間	連続	令三・一一・一	令三・一〇・三一	令二・一一・一	FRP製		固液分離槽		直径二・五〇〇m×二・五〇〇m		嫌気ろ床槽		直径二・五〇〇m×二・一五〇m	

の値	窒素含有量	mg/l	三〇	一〇	四〇	一五	5 排水水の量及び汚染状態の値	排水口名	排水口 No.1	一日当たりの排水水量		項目	汚染等の状態の値																				
										単位	m ³ /日		単位	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l												
	りん含有量	mg/l	一〇	三	一五	五	排水口 No.1	排水口 No.1	通常	通常	五・八〇	通常	浮遊物質	七・九	窒素含有量	三・五	りん含有量	一・一	大腸菌群数	三、〇〇〇以下	最大	最大	五・八〇	最大	一八・七	最大	六・三	最大	二	最大	三、〇〇〇以下		
	大腸菌群数	個/cm ³	一	以下	一	以下					最大	最大	一八七	最大	化学的酸素要求量	六・二	浮遊物質	七・九	窒素含有量	三・五	りん含有量	一・一	大腸菌群数	三、〇〇〇以下	最大	最大	五・八〇	最大	一八・七	最大	六・三	最大	二

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和二年九月十八日から同年十月九日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第五百四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月十八日

大分県報（告示）

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区
佐伯第一加入区

二 加入区
大分県漁業協同組合の地区のうち旧佐伯市漁業協同組合の地区

三 加入区
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち船びき網を使用して行うもの

大分県告示第五百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 加入区
北海道第四加入区

二 加入区
大分県漁業協同組合の地区のうち旧津久見市漁業協同組合の地区

三 加入区
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網を使用して行うもの

大分県告示第五百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年九月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル

津線 県道四座中	宇佐市院内町小野川内字出口追三二 九番一地从先から 宇佐市院内町小野川内字師之迫四三 九番地先まで	前	一七・四 ）五・三	三三三・三
	宇佐市院内町小野川内字出口追三二 九番一地从先から 宇佐市院内町小野川内字師之迫四三 九番まで	後	二三・六 ）九・〇	三三三・三

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類 スクールバス

二 競争入札の参加者資格

- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
 - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (三) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第百四十八号）第八条第一項及び大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合
 - (四) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (五) 国税又は都道府県税を滞納している者
 - (六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - 1 申請の方法
競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
 - 2 申請書の提出先及び問合せ先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七（五〇六）二九五六
 - 3 申請の時期
令和二年九月十八日（金曜日）から同年十月九日（金曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
 - 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
 - 1 有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。
 - 2 更新手続
令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。
 - 五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法
 - 1 申請書の交付場所
三の2に同じ。
 - 2 インターネットによる入手
大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html>
 - 六 入札参加資格の取消し等
 - 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望してゐる業種等の全てを取り下げる届出を行つた場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加せざることを決定した業者は、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和2年9月18日

1 競争入札に付する事項

大分県知事 広 瀬 勝 貞

(1) 調達をする物品等の種類

スクールバス

(2) 納入期限

令和3年3月31日（水）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成20年大分県告示第148号）又は大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ハ 暴力団員が役員となつてゐる事業者

ニ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用してゐる者

ホ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結してゐる者

ヘ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与してゐる者

ト 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有してゐる者

チ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してゐる者

3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する方法及び期間
大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和2年9月18日（金）午前10時から同年10月23日（金）午前10時までに

行うこと。
なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」及び競争入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和2年10月23日（金）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により下記提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期

令和2年9月18日（金）から同年10月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝

<p>日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法</p> <p>大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は下記(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2956</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和2年10月28日（水）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>6 物品等電子入札システムの利用</p> <p>本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を下記9に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>7 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間</p> <p>入札参加申請が承認された時から令和2年10月28日（水）午前10時まで</p> <p>9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年10月28日（水）午前10時までに必着のこと。</p>	<p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和2年10月28日（水）午前10時30分</p> <p>11 再入札</p> <p>開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項</p> <p>見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>13 契約保証金に関する事項</p> <p>契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p>
--	---

17 その他

この調達、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 Summary

(1) School Bus

(2) Time limit for tender

10 : 00 a.m. 28 Oct , 2020

(3) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohie-nachi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2957

~~~~~  
次のとおり落札者等について公示する。

令和二年九月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る役務の名称及び数量

中部地区C清掃業務

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年八月十八日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社スマイル企画 代表取締役 年 岡 裕 也

福岡県福岡市博多区比恵町十九番二十八号

五 落札金額

九十三万三千六百八十円（委託料の月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年七月三日